

「岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正概要

1 背景

「建設業の働き方改革の促進」、「建設現場の生産性の向上」、「持続可能な事業環境の確保」の観点から、令和元年6月12日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」が公布され、令和2年10月1日から一部の規定を除いて施行されたところである。

この改正に伴い、建設業法に新たに規定された「建設業者の地位の承継手続」、「著しく短い工期の禁止」、「建設資材製造業者等に対する勧告・命令」等に対応するため、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準（平成19年9月11日監第595号）」の一部を改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 基準二の7

建設業者の地位の承継手続に関する規定の整備（建設業法第17条の2、第17条の3関係）

(2) 三の1の(2)

著しく短い工期に対する処分の新設（建設業法第19条の5関係）

(3) 三の2の(1)、四の2の(4)等

建設資材に起因する公衆危害に対する処分の新設（建設業法第41条の2関係）

(4) 三の2の(3)の②

主任技術者、監理技術者の設置の要件緩和に伴う規定の整備（建設業法第26条、第26条の2関係）

(5) その他

構成の変更、建設業法等の条項の移動等に伴う規定の整備

3 施行日

令和2年10月26日